

【リヒテンシュタイン政府発表】新型コロナウイルスに対する各種措置の追加緩和措置について

【ポイント】

●6月8日、リヒテンシュタイン政府は、新型コロナウイルスに対する現行の各種措置の追加緩和措置（2021年6月14日以降適用）を発表

【本文】

6月8日、リヒテンシュタイン政府は、現行の新型コロナウイルス感染症予防のための各種措置の追加緩和措置（2021年6月14日以降適用）を発表しました。

1 イベントの参加人数の引き上げ

（1）イベントの参加人数の上限が300人までに引き上げられます（現行は屋内外ともに30人まで）。

ただし、飲食の禁止、1.5mの社会的距離の確保又は着席形式のイベントにおける空席の確保（席数の2分の1以上）、屋内空間におけるマスク着用等現行の義務が継続されます。

（2）私的イベントの参加人数の上限は、屋内外を問わず50人までに引き上げられます（現在は屋内外とも10人以内）。

ただし、現行の行動制限及び衛生措置の遵守が条件となります。

2 飲食店の営業時間制限の廃止

飲食店における営業時間の制限（現行の午後11時から翌午前6時までの時間帯における営業禁止）が廃止されます。

3 今後の見通し

リヒテンシュタイン政府は、更なる緩和措置について7月5日以降の適用に向け6月29日に決定を行う見通しとしています。

新型コロナウイルスの感染状況が引き続き良好に推移する場合、イベントの参加人数の上限を1000人までに引き上げることや、イベントにおける飲食物の提供禁止の廃止（特に、児童・青少年向けの休暇イベントの再開）、職場におけるマスク着用義務の廃止等が検討対象となる見込みです。

○リヒテンシュタイン政府発表（ドイツ語のみ）

<https://www.regierung.li/files/attachments/20210608-Medienmitteilung-348-Corona-Schritte-Normalitaet.pdf?t=637587652385728513>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : +41 31 300 2222

Fax : +41 31 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>